

一般競争入札における技術者資格要件の緩和について

現在、佐伯市が要件設定型一般競争入札で発注する公共工事については、一部を除き監理技術者資格を有する者を専任で配置するよう求めています。今後は企業に特定建設業の許可区分を求める場合に限り、監理技術者資格を有する者を専任で配置するよう求めることを原則とします。

よって、許可区分が一般建設業の企業でも参加できる要件設定型一般競争入札では、監理技術者資格を有しない者でも専任の主任技術者として配置が可能となります。

ただし、下請契約額が 3000 万円以上（建築一式工事にあつては 4500 万円以上）となる場合は、企業には特定建設業の許可が、技術者には監理技術者資格が、それぞれ必要となります。

専任を求める工事に配置される技術者の雇用関係について

今後、佐伯市発注の指名競争入札で執行される工事において、配置技術者の専任が求められる場合（請負金額（税込み）が 2500 万円以上。建築一式工事にあつては 5000 万円以上。）の雇用関係は「開札日より 3 箇月以上前から継続して雇用関係にある者」とします。

なお、特定建設工事共同企業体での施工を求める工事においても、代表構成員・その他構成員、いずれの配置技術者についても専任が求められますので、3 箇月以上の雇用関係を求めることとします。

上記の 2 点とも平成 28 年 5 月 1 日以降公告または通知する案件から適用します。